

令和6年分 確定申告

★申告受付期間 令和7年2月17日～令和7年3月17日

令和6年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の受け付けが2月17日（月）から始まります。なお、還付申告は受け付けを開始しています。

＜確定申告が必要な方＞

- ①給与収入金額が2,000万円を超える方
- ②給与を1カ所から受けていて、各種所得（給与所得、退職所得を除く）の合計額が20万円を超える方
- ③給与を2カ所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入額と、各種所得金額（給与所得、退職所得を除く）との合計額が20万円を超える方
- ④同族会社の役員やその親族などで、その同族会社からの給与のほかに、貸付金の利子、店舗・工場などの賃借料、機械、器具の使用料などの支払いを受けた方
- ⑤そのほか年末調整をしていない方など

＜確定申告により税金が還付される方＞

- ①金融機関などから資金を借り入れし、マイホームを新築、購入、増築した方
- ②1年間に支払った医療費が10万円または所得の5%のどちらか低い額を超える方。またはセルフメディケーション税制の適用を受ける方
- ③災害や盗難などにより住宅や家財等、生活に通常必要な資産に損害を受けた方で一定の要件を満たす方
- ④国や地方公共団体、社会福祉法人等の特定の団体に支出した金銭のある方など

＜役場での申告受付＞

- 受付期間:令和7年2月17日（月）
～令和7年3月17日（月）
- 受付会場:役場1階町民ホール
- 受付時間:午前8時30分～午後5時（平日のみ）
- 受付担当:住民課税務係 ☎53・2323

※「事業所得」「不動産所得」「譲渡所得」のある方は、岩見沢税務署での確定申告をお願いします。

＜申告期限・納付期限＞

区分	申告期限	納付期限	
所得税	3月17日（月）	納付書払	3月17日（月）
		口座振替	4月23日（水）
消費税	3月31日（月）	納付書払	3月31日（月）
		口座振替	4月30日（水）

.....確定申告の問合せ先.....

岩見沢税務署 ☎22・0810

（〒068-0002 岩見沢市2条東4丁目5番地の1）

受付時間:午前9時～午後5時（平日のみ）

↓↓↓国税庁ホームページもご覧ください↓↓↓

令和6年分確定申告特集

所得税・給与等の申告・納付は 令和7年 3月17日（月）まで
個人事業等の所得等の申告・納付は 令和7年 3月31日（月）まで



確定申告情報

- 確定申告書を作成する
- 申告の忘れ・申告が必要な方
- 申告の準備に関する情報を集める
- 確定申告に関する疑問を解く
- ケース別の情報を集める
- どんな収入の申告漏れに注意
- 税金の納付や還付手続
- 確定申告に関するその他の情報を集める

町税等の口座振替済通知書の廃止について

町税等を口座振替で納付された方に、毎年1月に「口座振替済通知書」を送付していましたが、経費削減及び省資源化の推進のため、令和7年度（令和8年1月）より「口座振替済通知書」の送付を廃止させていただきますのでご了承ください。

振替結果につきましては、預貯金通帳にてご確認くださいませようお願い申し上げます。
皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

廃止する町税等

町・道民税、固定資産税、
国民健康保険税、後期高齢者医療保険料

廃止する理由

口座振替の結果につきましては、預貯金通帳の記帳により確認できるものであり、また、経費削減及び省資源化推進の観点から廃止させていただくものです。

軽自動車税を口座振替されている方へ

軽自動車税につきましては、継続検査（車検）に必要ですので、従来どおり6月中旬頃に継続検査用の「納税証明書」を送付いたします。

よくある質問

Q 1 確定申告に利用していましたが、今後はどうすればいいですか。

A 1 確定申告の際、固定資産税を必要経費として申告する場合は、毎年5月に送付される「納税通知書」や「課税明細書」で税額を確認していただけますので、そちらをご利用ください。

なお、「口座振替済通知書」は確定申告に添付する必要がある書類ではありません。

Q 2 口座振替の場合、領収書は発行されないのですか。

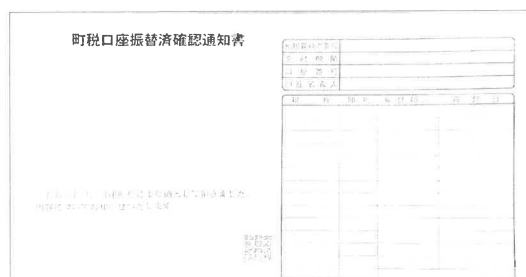
A 2 従来から口座振替を利用して町税等を納めていただいた場合、領収書は発行しておりません。納付済税額は、ご利用口座の預貯金通帳で確認ください。

なお、これまで送付しておりました「口座振替済通知書」につきましても、納付済となった税額のお知らせであり、領収書や納税証明書としてお使いいただくことはできないものです。

公的な証明書が必要な場合は、「納税証明書」を申請してください。

Q 3 口座振替の結果は、どのように確認するのですか。

A 3 「納税通知書」に記載された納期限以降に、預貯金通帳へ記帳することにより確認できます。振替日は各納期限となります。



お問い合わせ先 月形町役場住民課税務係

☎ 0126-53-2323（直通）